

過去の協議会等の協議結果中の協議事項関連部分

この資料は、過去の民事事件担当裁判官等協議会等の協議結果から、本協議会の協議事項と関連する部分を抽出したものである。

協議事項1 現在の民事訴訟をめぐる課題及びこれを踏まえた改善の方向性について

第1 民事訴訟の利用者からの期待について

民事訴訟の利用者は、裁判所に紛争解決機関としてどのような要素を期待していると考えられるか（迅速性、判断の説得性など）。

- 結論の正しさ
- 判断の質
 - ・適切な経験則に基づく的確な事実認定
 - ・類似事案においても解決基準となるような通用性の高い判断
- 手続保障
 - ・当事者に主張立証の機会を適切かつ公平に与えること
 - ・審理の過程で当事者に対して裁判所の考え方を十分に説明していくこと
- 審理期間
 - ・迅速な紛争解決は裁判の質の一部
- 上記各要素の重点の置き方は事案によって異なる。

第2 現在の民事訴訟の課題について

第1で検討した期待を踏まえると、現在の民事訴訟の審理運営にはどのような課題があるのか。また、それはどのような要因によるものか。

- 争点整理の課題
 - ・審理の早期の段階で事案の全体像を把握し、審理の土台を作れず、真の争点に当事者の攻撃防御を集中させて不要な主張や立証の提出を防止したり、迅速で充実した審理を実現できていない。
 - ・活発な口頭議論を通じた争点の絞り込みができていない。
- 上記の要因
 - ・弁護士側の準備不足、口頭議論により裁判上の自白を探られたり不利な心証を抱かれたりすることへの警戒感
 - ・裁判所側の準備不足、口頭議論の前提となる法的判断枠組みの設定という役割を十分に果たせていなかったりすることがある。
 - ・事件が複雑困難化する中で、争点整理の技法や工夫が裁判官の間で十分に共有・承継されていない。
 - ・民事訴訟法施行当時の議論を直接体験していない世代が増えて、充実した争点整理を行うという気概が薄れています。

第3 民事訴訟の審理運営の改善のもたらす効果等について

民事訴訟の審理運営の改善は、裁判所に期待される上記各要素との関係で、どのような意義と効果をもたらすものと考えられるか。裁判所にとつてはどのようなメリットをもたらすか。

- 解決の内容面の向上、審理の効率化・迅速化
 - ・争点等について円滑な認識共有が図られないと、当事者の主張が散漫になって争点整理期間が長期化するだけでなく、尋問のポイントが絞られなかったり、紛争の実相を捉えていない表面的な判決や不意打ち的な判決がされて当事者に不満が残ったりするなど、裁判の質が低下する。

協議事項2 民事訴訟の審理運営の改善のための具体的な取組について

- 争点整理の目的
 - ・単に当事者が争っている点を明らかにするものではなく、判決等による紛争の適正・迅速な解決を目指して、要件事実及び証拠の存在を意識しつつ判断に必要な点を明確にするプロセス
- 審理運営の改善の取組における視点
 - ・争点整理の目的や具体的な在り方について裁判官の間で共通認識を形成し、取組によって目指すべき目標を共有することが必要
 - ・口頭議論の活性化や当事者との認識共有といった審理運営上の具体的な取組を、それらが争点整理にどのように有用かを位置付けた上で、各自の訴訟運営についての考え方を反映させつつ、個別の事件における具体的な実践として活用すべき。
- 民訴法、民訴規則の規定の活用
 - ・現在あまり利用されていない民訴法や民訴規則の規定の中には、充実した争点整理に有用な規定もあり、争点整理手続の改善の多くは、現行法規を活用することなどにより実現できる。

第1 審理の早期の段階で事案を把握するための工夫について

- 取組の目的
 - ・早期に事案を把握
 - ・争点整理の要否・深度の振り分け
 - ・不要な主張、立証の提出（拡散）の防止

1 訴え提起から第1回期日等までの工夫

- 訴状審査、参考事項の聴取
 - ・事前交渉の有無、被告の応訴の見込み、予想される争点を踏まえた補正
 - ・書記官・裁判官の間で、連携・協働について議論
- 弁護士会への働き掛け

- ・補正が必要ない訴状の提出、充実した認否・反論の記載された答弁書が提出されるよう、弁護士会に働きかけるべき。

2 争点整理の序盤の段階での工夫

- 序盤の期日等の持ち方の工夫
 - ・受任予定の被告代理人がいる場合、早期の第1回口頭弁論期日の調整
 - ・第1回口頭弁論期日に代えて、弁論準備手続期日等の早期実施
- 序盤の口頭協議
 - ・訴訟物、主要事実、基本書証の有無、大まかな審理の見通し、紛争の背景事情、当事者の訴訟進行に関する意向等を聴取
 - ・当事者本人や担当者の同席

第2 審理の中盤で争点をめぐる主張・立証を整理していくための方策について

- 取組の目的
 - ・争点の取捨選択、重み付けの認識共有（議論の拡散の防止）
 - ・進行状況の可視化、手戻りの防止
 - ・絞り込まれた争点につき、必要な主張立証の整理（かみ合わせ）

1 期日等の在り方

- 柔軟かつメリハリのある期日等の設定（期日の要否も含む）
- 審理の計画等
 - ・審理の段階に応じた終局までの所要期間の認識共有
 - ・数期日先までの審理の予定に関する認識共有
 - ・策定した計画を調書に記載

2 口頭議論の活性化

- 一覧表、ホワイトボード等の活用
- ノンコミットメントルールの活用
- 口頭議論を行う事項についての予告

3 争点及び証拠の整理の経過の記録化

- 記録化のメリット
 - ・当事者との認識共有の結果として、争点に絞った陳述書が提出され、人証も争点に絞ったものとなる。
 - ・審理の逆戻りを防ぐことができる。
 - ・時機に後れた攻撃防御方法の却下の判断資料となる。
- 記録化の方法（調書、メッセージ機能、メモ）

4 期日間準備の在り方

- 準備事項の具体的な指示（期日結果メモ作成等）
- 書面の督促の工夫（裁判官と書記官との連携・協働等）

第3 審理の終盤で主要な争点を確定し効果的な人証調べにつなげるための方策について

- 取組の目的
 - ・ポイントを絞った効率的な証拠調べの実施
 - ・不意打ち判決の防止
- 争点整理の過程で作成した一覧表等の調書添付や、要約書面、総括準備書面の活用
- メッセージ機能による争点の確認及び調書への記載

協議事項3 民事訴訟の審理運営の改善のための取組を共有するための方策について

第1 裁判所内部での取組の共有方法について

裁判所内部（庁内、支部、他庁）での取組の共有方法（裁判官同士、裁判官・書記官）として、どのようなものがあるか。

- 組織的取組の意義
 - ・争点整理の目的やそれを達成するための審理の在り方といった基本的な点について、改めて庁や部内において意識的に議論することが必要
- 庁内、本庁・支部間、近隣庁同士の意見交換、情報提供の機会の設定
- 模擬争点整理手続の実施

第2 弁護士会との連携・協働のための方法について

審理運営の改善のための取組に関し、弁護士会と連携・協働するための方法として、どのようなものがあるか。

- 弁護士会との意見交換に関する工夫
 - ・少人数のグループディスカッション形式や若手同士の意見交換の形式
 - ・裁判所・弁護士双方の参加者のアンケートをとり、双方の問題意識や関心事項を踏まえてふさわしいテーマを設定
- 結果の周知のための工夫
 - ・意見交換の概要を弁護士会報に掲載
 - ・弁護士会との意見交換の結果等を雑誌に掲載
 - ・弁護士会と共に意見交換の結果を踏まえたシンポジウムを開催